退職金の計算書（記入例）

黄色に入力し、灰色は自動で出ます。率と端数の扱いは「設定」シートの値を使います。

1　退職する人

作成日	2026/11/2	
会社名	株式会社サンプル精機	設定シートから出ます。
氏名	見本 次郎	
所属	製造部	
入社日	2011/4/1	試用期間を含めた最初の日（規程 第6条1項）。
退職日	2026/10/31	
退職の事由	自己都合退職・その他	規程 第5条の一〜四。懲戒解雇のときは「自己都合退職・その他」を選び、減額の率を入れます。
退職日の基本給（月額）	320,000円	諸手当を含めません（規程 第4条2項）。
勤続年数から除く期間（月数）	3か月	会社都合以外の休職の月数（規程 第6条4項）。税金の勤続年数からは除きません。
除く期間の内容	私傷病の休職 （2019年6〜8月）	

2　勤続年数と支給率

入社日から退職日まで	15年7か月	1か月未満の日数が残るときは 「と1か月未満の日数」と出ます。
規程の勤続年数	15年4か月	除く期間を引き、設定シートの端数の扱いをした年数です。
支給率	10.2667	設定シートの支給率表から。月割りのときは小数第4位まで表示します（計算は丸めません）。
退職の事由による係数	0.9	定年・会社都合・死亡は設定シートの値、自己都合・その他は支給率表の係数です。

3　退職金の額

規程による額	2,956,800円	基本給×支給率×係数。端数は設定シートの扱いにします（規程 第4条3項）。
功労加算金	0円	規程 第7条。無ければ 0。
減額・不支給の率（%）	0%	規程 第8条。減らさないときは 0、全部を支給しないときは 100。
減額・不支給の理由	なし	
減額する額	0円	（規程による額＋功労加算金）×率。1円未満は切り捨てます。
退職金の額	**2,956,800円**	規程による額＋功労加算金－減額する額。
中退共などから 本人に支払われる額	0円	規程 第13条。加入していなければ 0。
会社が支払う退職金	**2,956,800円**	退職金の額－中退共などの額（マイナスなら 0）。
支払の期限	2026/12/31	退職日から設定シートの月数（規程 第9条）。

4　差し引く税金と振り込む額

退職所得の受給に関する申告書	出している	出していない人は、所得税・復興特別所得税が退職金の額の20.42%になります（国税庁 No.2732）。
障害者になったことが 直接の原因の退職	いいえ	「はい」なら退職所得控除額に100万円を加えます（所得税法30条6項）。
ほかの退職金など	ない	同じ年にほかから受け取った退職金、前年以前4年内の退職金、確定拠出年金の一時金など。
税金の勤続年数	16年	入社日から退職日まで（休職の期間も含めます）。 1年未満の端数は1年に切り上げます。
退職所得控除額	6,400,000円	20年以下は40万円×年数、20年超は800万円＋70万円×（年数－20）。最低80万円。
課税退職所得金額	0円	（退職金の額－控除額）×1/2。 勤続5年以下は300万円を超える部分を1/2にしません。 1,000円未満は切り捨てます。
所得税・復興特別所得税	0円	速算表の税率と控除額で出した額×102.1%。1円未満は切り捨てます。令和9年分以後は防衛特別所得税を含めた額です（国税庁の速算表）。
住民税（市町村民税 6%）	0円	課税退職所得金額×6%。 100円未満は切り捨てます。
住民税（道府県民税 4%）	0円	課税退職所得金額×4%。 100円未満は切り捨てます。
本人に振り込む額	**2,956,800円**	会社が支払う退職金－所得税・復興特別所得税－住民税。

退職金の額が退職所得控除額以下なので、課税退職所得金額は0円です。所得税・住民税は差し引きません。

出典: 所得税法30条・所得税法施行令69条、国税庁「No.2732 退職手当等に対する源泉徴収」・速算表（令和8年4月1日現在法令等）、地方税法50条の4・328条の3・328条の6。役員ではない従業員に、この会社だけが退職金を払う場合の計算です（確認日 2026-10-03）。

全員の見積り（基準日に全員が退職したとしたら）（記入例）

在籍している人を入れると、基準日に全員が自己都合で退職した場合と、会社都合で退職した場合の退職金の額が出ます。率と端数の扱いは「設定」シートの値です。功労加算金・減額は入れていません。

基準日（空欄なら今日）	2027/3/31	**計算に使った日**	2027/3/31
人数	10人	**自己都合の合計の4分の1**	8,922,600円
自己都合の場合の合計	**35,690,400円**	**会社都合の場合の合計**	**37,876,200円**

「自己都合の合計の4分の1」は、退職金の保全措置で保全する額の決め方の1つです（賃金の支払の確保等に関する法律施行規則5条1号: 労働者の全員が自己の都合により退職するものと仮定して計算した見積り額の4分の1）。
保全措置は努力義務で（同法5条）、中退共などと契約している事業主は対象外です（同規則4条）。

規程の勤続年数は基準日までで数えます。1か月未満の日数・1年未満の端数の扱いは設定シートのとおりです。

No	氏名	入社日	基本給（月額）	勤続年数から除く月数	規程の勤続年数	支給率	自己都合の係数	自己都合で退職した場合	会社都合で退職した場合	メモ
1	サンプル 一郎	1993/4/1	452,000円	0か月	34年0か月	26.0	1.0	11,752,000円	11,752,000円	2029年3月に定年
2	見本 花子	1998/4/1	398,000円	0か月	29年0か月	23.0	1.0	9,154,000円	9,154,000円	
3	サンプル 三郎	2004/10/1	356,000円	0か月	22年6か月	16.5	1.0	5,874,000円	5,874,000円	
4	サンプル 四郎	2009/4/1	334,000円	6か月	17年6か月	12.0	0.9	3,607,200円	4,008,000円	私傷病休職 6か月
5	見本 五月	2013/7/16	301,000円	0か月	13年9か月	9.0	0.8	2,167,200円	2,709,000円	
6	サンプル 六郎	2016/4/1	286,000円	0か月	11年0か月	6.8	0.8	1,555,900円	1,944,800円	
7	見本 七海	2019/4/1	262,000円	12か月	7年0か月	4.2	0.7	770,300円	1,100,400円	私傷病休職 12か月
8	サンプル 八郎	2022/4/1	238,000円	0か月	5年0か月	3.0	0.7	499,800円	714,000円	
9	見本 九太	2024/9/1	226,000円	0か月	2年7か月	1.7917	0.5	202,500円	405,000円	中途入社
10	サンプル 十子	2026/4/1	215,000円	0か月	1年0か月	1.0	0.5	107,500円	215,000円	

設定（退職金規程の別表・端数の扱い）（記入例）

黄色に入力します。ここの値を「退職金の計算」と「全員の見積り」の両方が使います。
Word の退職金規程に書いた値と同じにしてください。

会社名	株式会社サンプル精機	計算書の上に出ます。
勤続年数: 1か月未満の日数	1か月に切り上げる	規程 第6条2項。「1か月に切り上げる」は、たとえば4月1日入社・10月15日退職を7か月と数えます。
勤続年数: 1年未満の端数	月割りで計算する	規程 第6条3項。月割りは「その年数の率＋（次の年数の率－その年数の率）×月数÷12」。
金額の端数: 単位（円）	100円	規程 第4条3項。1・10・100・1000 から選びます。
金額の端数: 扱い	切り上げる	規程 第4条3項。
支払の時期: 退職日から何か月以内	2か月	規程 第9条。 退職金の計算シートの「支払の期限」になります。
退職の事由の係数: 定年退職	1.0	規程 第5条一号。支給率表の支給率に掛けます。
退職の事由の係数: 会社都合退職	1.0	規程 第5条二号。
退職の事由の係数: 死亡による退職	1.0	規程 第5条三号。
退職の事由の係数: 自己都合退職・その他	下の支給率表の 「自己都合の係数」	規程 第5条四号。勤続年数ごとに変えられます。

支給率表（規程の別表）

この記入例の支給率と自己都合の係数は、記入例のために作った架空の例です。相場や目安ではありません。

勤続年数（満年数）	支給率	自己都合の係数	自己都合の支給率（自動）	メモ
1年未満	0.5	0.5	0.25	
1年	1.0	0.5	0.5	
2年	1.5	0.5	0.75	
3年	2.0	0.6	1.2	
4年	2.5	0.6	1.5	
5年	3.0	0.7	2.1	
6年	3.6	0.7	2.52	
7年	4.2	0.7	2.94	
8年	4.8	0.7	3.36	
9年	5.4	0.7	3.78	
10年	6.0	0.8	4.8	
11年	6.8	0.8	5.44	
12年	7.6	0.8	6.08	
13年	8.4	0.8	6.72	
14年	9.2	0.8	7.36	
15年	10.0	0.9	9.0	
16年	10.8	0.9	9.72	
17年	11.6	0.9	10.44	
18年	12.4	0.9	11.16	
19年	13.2	0.9	11.88	
20年	14.0	1.0	14.0	
21年	15.0	1.0	15.0	
22年	16.0	1.0	16.0	
23年	17.0	1.0	17.0	
24年	18.0	1.0	18.0	
25年	19.0	1.0	19.0	
26年	20.0	1.0	20.0	
27年	21.0	1.0	21.0	
28年	22.0	1.0	22.0	
29年	23.0	1.0	23.0	
30年	24.0	1.0	24.0	
31年	24.5	1.0	24.5	
32年	25.0	1.0	25.0	
33年	25.5	1.0	25.5	
34年	26.0	1.0	26.0	
35年	26.5	1.0	26.5	
36年	27.0	1.0	27.0	
37年	27.5	1.0	27.5	
38年	28.0	1.0	28.0	
39年	28.5	1.0	28.5	
40年	29.0	1.0	29.0	
41年	29.0	1.0	29.0	
42年	29.0	1.0	29.0	
43年	29.0	1.0	29.0	
44年	29.0	1.0	29.0	
45年以上	29.0	1.0	29.0	

「1年未満」は勤続1年未満、「45年以上」は勤続45年以上の行です。
勤続年数は「退職金の計算」シートの数え方（規程 第6条）で数えた年数です。